

香取広域市町村圏事務組合消防長に対する事務専決に関する規則

平成18年3月27日

規則第17号

改正 平成18年10月25日規則第27号

令和7年12月23日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合管理者（以下「組合管理者」という。）の権限に属する事務を消防長が専決することに關し必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2条 消防長が専決することができる事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第11条第1項（同項第2号及び第4号に係る部分を除く。）及び第2項並びに危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第6条及び第7条に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の申請書の受理及び許可に関する事項。
- (2) 法第11条第5項及び政令第8条に規定する完成検査申請書の受理及び完成検査済証の交付に関する事項。
- (3) 法第11条第6項に規定する製造所等の譲渡又は引渡しの届出の受理に関する事項。
- (4) 法第11条第7項に規定する都道府県公安委員会等への第1号に係る許可の通報に関する事項。
- (5) 法第11条の3に規定する屋外タンク貯蔵所に係る審査等について危険物保安技術協会への委託に関する事項。
- (6) 法第11条の4に規定する製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量の変更の届出の受理に関する事項。
- (7) 法第11条の5に規定する製造所等の所有者、管理者又は占有者に対して、法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って取り扱うべきことを命ずること。
- (8) 法第12条第2項に規定する製造所等の所有者、管理者又は占有者に対して、法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合するよう施設の位置、構造設備

についての修理、改造又は移転を命ずること。

- (9) 法第12条の2に規定する製造所等の使用停止を命ずること。
- (10) 法第12条の3に規定する緊急時の措置命令に関すること。
- (11) 法第12条の6に規定する製造所等の廃止の届出の受理に関すること。
- (12) 法第13条第2項に規定する危険物保安監督者の選任又は解任の届出の受理に関すること。
- (13) 法第14条の2第1項及び第3項に規定する予防規程の認可に関すること。
- (14) 法第14条の3に規定する保安検査申請書の受理及び保安検査済証の交付に関すること。
- (15) 法第16条の3に規定する製造所等の所有者、管理者又は占有者に対して応急措置命令に関すること。
- (16) 法第16条の5第1項の規定による資料の提出命令、報告の請求、立入検査、質問及び危険物又は危険物であることの疑いのある物の収去に関すること。
- (17) 法第16条の5第3項において準用する法第4条第2項に規定する証票の制定に関すること。
- (18) 法第16条の6に規定する無許可施設に対する危険物の除去その他災害防止のための必要な措置を命ずること。
- (19) 法第22条第3項の規定による火災警報の発令及び香取広域市町村圏事務組合火災予防条例第29条の8第1項及び第3項の規定による林野火災注意報の発令及び区域の指定に関すること。
- (20) 法第23条の規定によるたき火又は喫煙の制限に関すること。
- (21) 法第24条第1項の規定による通報すべき場所の指定に関すること。
- (22) 法第34条第2項において準用する法第4条第2項に規定する証票の制定に関すること。
- (23) 政令第8条の2第5項及び第6項に規定する完成検査前検査に関すること。
- (24) 政令第9条第1項第1号ただし書に規定する製造所等の位置の基準の特例に関すること。
- (25) 政令第23条に規定する製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例に関すること。
- (26) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に規定する消防統計及び消防情

報の報告に関すること。

(27) 香取広域市町村圏事務組合消防本部が行う各種証明に関すること。

(28) 前各号に掲げるもののほか、組合管理者が必要と認める事項。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年10月25日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年12月23日規則第8号）

この規則は、令和8年1月1日から施行する。